1：2,500 国土基本図
VIII－JD 8 1-1

都市計画用途地域の変更　計画図　（諏訪市決定）

2／5

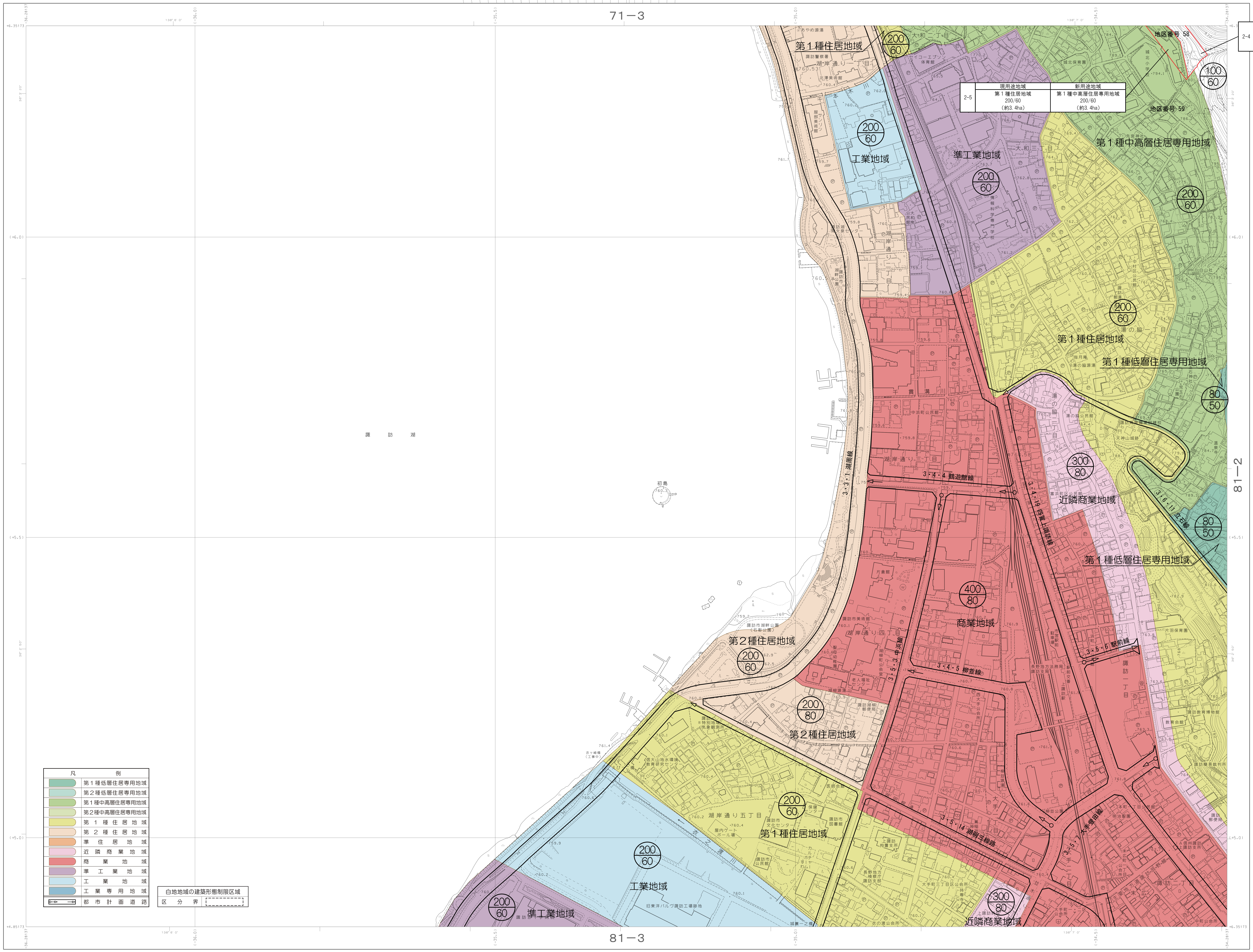
71－3
81－3
81－2
第１種居住地域
200/60
100/60
地区番号 58
地区番号 59
工業地域
準工業地域
第１種中高層住居専用地域
第１種住居地域
第１種低層住居専用地域
80/50
300/80
近隣商業地域
400/80
商業地域
第２種住居地域
200/80
諏訪湖
初島
3・3・1 湖周線
3・4・4 鶴遊館線
3・4・19 四賀上諏訪線
3・5・5 駅前線
3・4・5 柳並線
3・5・3 中浜線
3・5・14 湖畔三線
3・6・11 立石線

	現用途地域	新用途地域
2-4	第１種住居地域 200/60 （約0. 4ha）	無指定 100/60 （約0. 4ha）

	現用途地域	新用途地域
2-5	第１種住居地域 200/60 （約3. 4ha）	第１種中高層住居専用地域 200/60 （約3. 4ha）

凡	例
🟩	第１種低層住居専用地域
🟩	第２種低層住居専用地域
🟩	第１種中高層住居専用地域
🟩	第２種中高層住居専用地域
🟨	第１種住居地域
🟫	第２種住居地域
🟧	準住居地域
🟪	近隣商業地域
🟥	商業地域
🟪	準工業地域
🟦	工業地域
🟦	工業専用地域
⊸→	都市計画道路

白地地域の建築形態制限区域	
区分界	┆

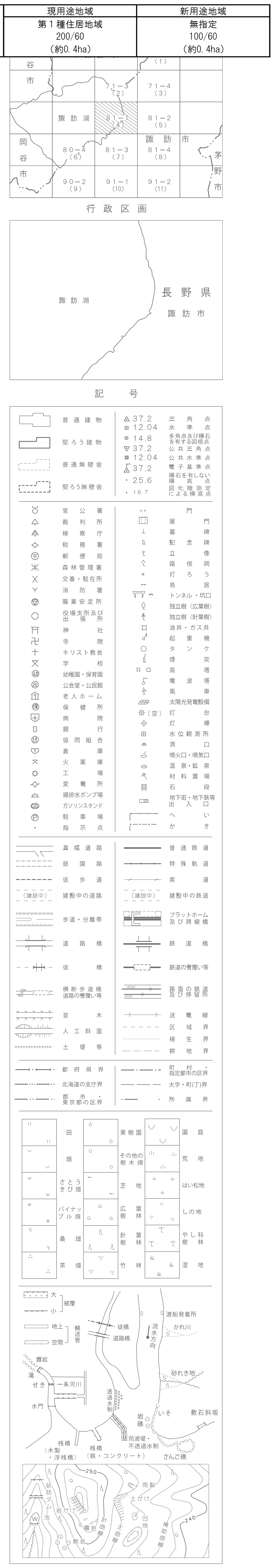
谷
市
71－3 (2)
71－4 (3)
諏訪湖
81－1 (4)
81－2 (5)
岡谷市
80－4 (6)
81－3 (7)
諏訪市
81－4 (8)
茅野市
90－2 (9)
91－1 (10)
91－2 (11)
長野県
諏訪市
記号

行政区画

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号に規定による第Ⅷ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
図郭に表示してある経緯度目盛は１０秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル
平面直角座標値は、世界測地系に対応

昭和58年測量
平成元年修正
平成 6年修正
平成12年修正
平成17年修正
平成23年修正
平成28年修正

1　昭和57年10月撮影空中写真(C2-7-9)
　昭和58年 1月現地調査
2　昭和63年11月撮影空中写真(C4-11-12 C5-11-12)
　昭和63年12月現地調査
3　平成 6年 5月撮影空中写真(C2-41-43)
　平成 6年10月現地調査
4　平成12年 5月撮影空中写真
　平成12年 7月現地調査
5　平成17年 9月撮影空中写真
　平成17年10月現地調査
6　平成23年 5月撮影空中写真
　平成23年 6月現地調査
7　平成28年 5月撮影空中写真
　平成28年 6月現地調査

1：2,500

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平１２　関公　第４１号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号）平１７　関公　第１６２号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平２３　関公　第１７号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平２８　関公　第３５号」

長野県諏訪市
朝日航洋株式会社

VIII－JD 8 1-1